国民年金基金連合会 宛 # 脱退一時金裁定請求書 兼 個人別管理資産移換依頼書

連合会用　拠

身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
請求者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

基礎年金番号	請求者氏名	フリガナ	生年月日	性別
ー			5:昭和 7:平成　年　月　日	1:男 2:女

住所

フリガナ

〒

都道府県　郡　市区町村

連絡先電話番号　（　ー　ー　）

市区町村コード

日本国籍を有しない海外居住者の方はこちらに記入をお願いします。

海外居住者住所

国名

連絡先電話番号　（　ー　ー　）

※アルファベット、算用数字でご記入ください。

電子メールアドレス

一時金の受取口座情報

口座名義人

フリガナ

※金融機関口座の表記通りにフリガナをご記入ください。

①ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名　（銀行　労金　信連　農協　信金　信組）　金融機関コード

支店名（本店　支店（支所）　出張所）　支店コード

預金種別　①：普通　②：当座　口座番号（右詰め）

②ゆうちょ銀行

通帳記号　通帳番号（右詰め）

氏名変更がある場合、旧氏名を記入してください

フリガナ

移換元の情報（最後に加入していた企業型確定拠出年金の情報）

実施事業所名称

★資格喪失日　平成 令和　年　月　日

記録関連運営管理機関

□0000011日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（ＪＩＳ＆Ｔ）　□0000115ＳＢＩベネフィット・システムズ（ＳＢＩ）

□0000074日本レコード・キーピング・ネットワーク（ＮＲＫ）　□0000015損保ジャパンＤＣ証券

請求者の請求時における被保険者種別　１：第１号　２：第２号　３：その他（日本国籍を有しない海外居住者等）

請求者が第2号被保険者の場合で、確定給付型の企業年金等（※）に加入する者（企業型確定拠出年金に加入する者を除く）であって、他制度掛金相当額が5.7万円を超過していることにより脱退一時金を請求される方の場合は、以下の欄に事業主の証明を受けてください。

【事業主証明欄】
ご確認の上、□にチェックをご記入ください

上記の者が以下に該当することを証明します

□当事業所に使用される厚生年金の被保険者であることに相違ありません

□企業型確定拠出年金の加入者ではありません

□当事業所の確定給付型の企業年金等（※）に加入する者であり、毎月の掛金額相当額が5.7万円を超過しております

証明日　令和　年　月　日　※3ヵ月以内有効

基金／規約名称

郵便番号・所在地　※個人事業主の方の場合は、事業主の住所および氏名を記入

事業所名称・フリガナ

事業主名称（代表者肩書・氏名）

ご担当者様のお名前・連絡先電話番号

（※）企業年金等＝確定給付企業年金、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

脱退一時金の裁定時には、法令に基づき、他の確定拠出年金の加入状況も確認のうえ、裁定をしております。

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。　**必要な添付書類は裏面をご覧ください。**

裏面に続く

受付金融機関および特定運営管理機関使用欄

受付金融機関	0010	りそな銀行
特定運営管理機関	8800000	日本インベスターソリューションアンドテクノロジー（株）

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	
住民票の写し、戸籍謄本（抄本）	□ あり	□ なし
免除申請書承認通知書等のコピー	□ あり	□ なし
運転免許証のコピー、戸籍謄本（抄本）	□ あり	□ なし
住民票の除票、パスポートのコピー	□ あり	□ なし
海外送金依頼書、ステートメント	□ あり	□ なし

受付金融機関	9:令和　年　月　日	特定運営管理機関受付印

●必要な添付書類

末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、「脱退一時金裁定請求書 兼 個人別管理資産移換依頼書」の請求日（受付金融機関における「受付日」）以前3ヵ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

１．すべての請求者に必要となる書類で、生年月日を確認できる書類※1

共通	日本籍	次のいずれか、または生年月日を確認できる市町村長の証明書 ・住民票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本）※2 ・印鑑登録証明書★ ・戸籍謄本★ ・戸籍抄本★	
	外国籍	国内居住者	住民票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本）※2
		海外居住者	●本人確認に必要な次の事項が確認できる有効期限内のパスポートのコピー ・氏名　・署名 ・生年月日　・在留資格（期間） ・国籍 ※パスポートで在留資格（期間）が確認できない場合は在留カード等のコピー ●日本から出国したことを確認する書類（下記①または②） ①市区町村に転出届を提出したことが確認できる住民票の除票等★ 住民票の除票　転出証明書　除票記載事項証明書 出国予定先記載の住民票（住民票記載事項証明書） ②出入国記録が確認できるパスポートのコピー （スタンプ等が押印されている全ページ） ・自動化ゲート等で出国日付を確認できない場合は、出入国在留管理庁に対し個人情報開示請求を行い、出入国記録を取得することができます。 ・再入国（みなし再入国）許可を取得した場合は、上記①の提出、または有効期限経過後にならないと支給ができませんので、ご留意ください。

※1 本籍、住民票コード表示のないもの、もしくは黒塗りしたもの
※2 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

２．第1号被保険者である場合に必要となる書類

第1号被保険者	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類 ＜申請免除の場合＞ ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー 又は学生納付特例申請承認通知書のコピー ＜生活保護のうち生活扶助をうけたことによる法定免除の場合＞ ・生活保護受給証明書のコピー （この場合、生活保護受給証明書の「保護の種類」欄に「生活扶助」と記載があることをご確認の上、ご提出ください。） ●注意 障害基礎年金の受給や施設への入所を理由として、国民年金保険料の免除を受けている方は個人型年金の加入資格を有するため、脱退一時金の裁定請求の取り扱いはできません。

３．旧姓口座への振込みを希望する場合に必要となる書類

旧姓から現在の姓への変更を確認できる書類（運転免許証、戸籍謄本（抄本）等）

４．海外送金を希望する場合に必要となる書類

①海外送金依頼書（K-105）
②受取人口座について、次が確認できるもの（銀行ステートメントや残高証明書等のコピー）。 ・銀行名　・口座番号　・SWIFT CODE等銀行を識別できるコード ・支店名　・口座名義人